

大雨により被災されたみなさまに対する託送料金等および 最終保障供給料金等の特別措置の対象地域追加

2023年8月9日
北陸電力送配電株式会社

2023年7月7日からの大雨により被災されたみなさまには、心からお見舞い申し上げます。

当社は、今回の大雨により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、家屋損壊等の被害に遭われた需要者をご契約されている小売電気事業者さま、および、当社と最終保障供給契約をご契約いただいているお客さまからお申し出があった場合には、託送料金等または最終保障供給料金等の特別措置を適用しています。

(2023年7月19日お知らせ済み)

このたび、災害救助法の適用地域が拡大されたことから、新たに災害救助法の適用となる地域および隣接する地域を特別措置の対象として追加しますので、お知らせいたします。

記

1. 対象地域（下線：新たに特別措置の対象として追加する地域）

(1) 2023年7月12日に災害救助法が適用された地域

富山県：富山市、高岡市、小矢部市、南砺市

石川県：河北郡津幡町（前回も隣接地域）

(2) 災害救助法が適用された地域に隣接する地域

富山県：氷見市、滑川市、砺波市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、
中新川郡立山町

石川県：金沢市、かほく市、白山市、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町

岐阜県：飛騨市（神岡町および宮川町の一部）

2. 特別措置の内容

別紙のとおり

以上

別紙：特別措置の内容について

特別措置の内容について

○小売電気事業者さま

被災された電気のご使用者を需要者とする供給地点において、小売電気事業者さまから申出があった場合は、以下のとおりといたします。

① 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2023年6月分（災害救助法適用日以降に支払期日を迎えるものに限ります。）、7月分、8月分および9月分の料金算定日を、各々1カ月延長します。

② 不適用月の接続送電サービス料金等の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金は、被災日が属する月分の翌月から6カ月間に限り申し受けません。

③ 工事費負担金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されずに接続供給を廃止され、被災時の契約電力を超えない内容で2024年1月末日までに接続供給を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

④ 臨時工事費の免除

2024年1月末日までに再建等のために臨時接続送電サービスを申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

⑤ 使用不能設備相当分の基本料金等の免除

電気設備の一部が被災により使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金は、2024年1月末日まで申し受けません。

⑥ 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

2024年1月末日までに再建等のために引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、被災時の供給方法と同一のときは、原則として、その初回に限り工事費用は申し受けません。

小売電気事業者さまのお問い合わせ先

北陸電力送配電株式会社

ネットワークサービスセンター 0570-051-081

※受付時間 平日 9～12時、13時～17時

申込内容別お問い合わせ先・メールアドレス

託送料金関係（①②⑤） 託送料金課 nsc.ryoukin@nw.rikuden.co.jp

工事費負担金関係（③④） 託送契約課 nsc.keiyaku@nw.rikuden.co.jp

取付位置変更工事費関係（⑥） 系統連系課 nsc.futankin@nw.rikuden.co.jp

※特別措置の適用内容により担当部署が異なります

○当社と最終保障供給契約をご契約いただいているお客さま

最終保障供給契約をご契約いただいている地点において、お客さまから申出があった場合は、以下のとおりとします。

① 電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）の延長

被災されたお客さまの2023年6月分（災害救助法適用日以降に支払期日を迎えるものに限ります。）、7月分、8月分および9月分の支払期日を、各々1カ月延長します。

② 不使用月の電気料金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、被災日が属する月分の翌月から6カ月間に限り申し受けません。

③ 工事費負担金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されずに需給契約を廃止され、2024年1月末日までに新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが次のいずれにも該当するときは、工事費負担金は申し受けません。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備または契約電力等が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力等をこえないこと。

④ 臨時工事費の免除

2024年1月末日までに再建等のために契約期間が1年未満の電気の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

⑤ 使用不能設備相当分の基本料金の免除

電気設備の一部が被災により使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2024年1月末日まで申し受けません。

⑥ 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

2024年1月末日までに再建等のために引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、被災時の供給方法と同一のときは、原則として、その初回に限り工事費用は申し受けません。

最終保障供給契約をご契約いただいているお客さまのお問い合わせ先

北陸電力送配電株式会社

ネットワークサービスセンター 076-442-9939（専用回線）

※受付時間 平日 9～12時、13時～17時

メールアドレス nsc-kanri01@nw.rikuden.co.jp

以上